

日本郵船株式会社第43回無担保社債 (トランジションボンド)^{※1}の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、日本郵船株式会社が発行するトランジションボンド（以下「本トランジションボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本トランジションボンドで調達された資金は、その全額を、「NYK グループ ESG ストーリー」に掲げた、エネルギー分野における事業タイムライン（ロードマップ）で予定する投資（洋上風力発電支援船、グリーンターミナル、アンモニア燃料船、水素燃料電池搭載船、LNG 燃料船、LNG 燃料供給船、LPG 燃料船、運航の効率化および最適化）に充当する予定です。

日本郵船株式会社は、トランジションボンド発行のために、「グリーンボンド原則 2021 (ICMA)」^{※2} 環境省の「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」^{※3} 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」^{※4} および金融庁・経済産業省・環境省の「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (2021 年 5 月版)」^{※5} に即したグリーン／トランジションボンド・フレームワークを策定し、第三者機関である DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社からセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における SDGs 債の専門的な情報収集、お客さまの SDGs 債ストラクチャリングを支援するため、2017 年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後 2019 年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はトランジションボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの SDGs 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs 債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

- ※1 トランジションボンドとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組を行っている場合にその取組を支援することを目的とする債券です。
- ※2 「グリーンボンド原則 2021 (ICMA)」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
- ※3 「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドラインです。
- ※4 「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2020 (ICMA)」とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンおよびソーシャルボンド原則執行委員会主導の下策定されたトランジション・ファイナンスに係るハンドブックです。
- ※5 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (2021 年 5 月版)」とは、クライメート・トランジションファイナンス・ハンドブックとの整合性に配慮しつつ、特に CO₂ 排出削減が困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立し、より多くの資金の導入による本邦における 2050 年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現に貢献することを目的に、金融庁・経済産業省・環境省が 2021 年 5 月に公表した基本指針です。